

KOBEソーシャルビジネスマーク認証に関する要綱

令和2年4月1日
企画調整局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、現在、顕著化しているさまざまな社会的課題に対して、NPOや事業者の方々が事業性を確保しつつ継続的に解決していこうとする取組みである「ソーシャルビジネス」の中で、神戸市内で先進的に実施されている事業を認証する「KOBEソーシャルビジネスマーク認証」制度を実施し、これらの事業を広く紹介することで神戸市におけるソーシャルビジネスの推進を図ることを目的とする。

(認証事業の種類)

第2条 本要綱に定める「KOBEソーシャルビジネスマーク認証」事業はステップアップ事業及びモデル事業の2種類とする。

2 「KOBEソーシャルビジネスマーク」は、本要綱に基づき認証された事業にのみ使用できるものとし、使用方法等については別に定める。

(ステップアップ事業の認証)

第3条 ステップアップ事業の認証は、「神戸市ソーシャルビジネス推進助成に関する要綱」第13条第1項により採択を受けた助成事業に対し行うものとする。

(モデル事業の認証)

第4条 モデル事業の認証は、次の各号に掲げる者の推薦に基づき、市長が決定する。

- (1) 「神戸市ソーシャルビジネス推進委員会開催要綱」第2条に基づき委嘱又は任命された、神戸市ソーシャルビジネス推進委員会委員
- (2) 企画調整局長

(認証期間)

第5条 第3条に掲げるステップアップ事業の認証期間は、認証の日から2年を限度とする。

2 第4条に掲げるモデル事業については、認証期間を定めないものとする。

(認証事業の取消し)

第6条 市長は、認証事業が以下の各号に該当するときは、認証事業決定の取り消し又は認証期間短縮を行うことができる。

- (1) 虚偽の申請、その他不正の行為により、認証事業決定を受けたとき。
 - (2) 認証事業の内容が大幅に変更となり、本要綱の目的や審査基準等に合致しなくなったとき。
 - (3) 認証事業を行わなくなったとき。
 - (4) 法令を遵守しなくなったとき。
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定められた暴力団または暴力団と密接な関係のある団体となったとき。
 - (6) 政治的、宗教的活動を行ったとき。
 - (7) その他、この要綱又はこれに基づく指示に違反したとき。
- 2 認証事業が前項第3号に該当するときは、認証事業を行う事業者（以下、「認証事業者」という。）はその旨を市長に報告しなければならない。

(更新手続き)

第7条 第3条に掲げるステップアップ事業を行う認証事業者が認証期間の更新を希望するときは、別

に定める様式により、1月前までに市長に申請しなければならない。

2 市長は前項の申請を受け、申請内容について次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、認証事業の更新を決定し、認証事業者に通知する。

(1) 認証後、事業性を確保し、計画どおりに継続して認証事業を行っていること。

(2) 認証事業の更新を希望する期間においても、事業性を確保し、継続して認証事業を行うことが見込まれること。

(3) 法令を遵守していること。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定められた暴力団または暴力団と密接な関係のある団体でないこと。

(5) 政治的、宗教的活動を行っていないこと。

3 前項により、更新する回数は2回を限度とし、認証する期間は、第5条第1項に掲げる期間とする。

(成果の普及)

第8条 市長は、認証事業についてインターネット等を活用して、市民に情報提供することにより、啓発・広報に努めるものとする。

(免責)

第9条 市長は、認証事業の実施に関して、認証事業者、専門家及び第三者に損害が生じた場合、その責任を負わないものとする。

2 この要綱に基づく認証は、認証事業に係る商品やサービスそのものの優位性及び認証事業者の活動の全般の正当性を証明するものではないものとする。

(その他)

第10条 この要綱の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。